

議案第34号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 3月31日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項第1号中「100分の68」を「100分の80」に、「100分の54」を「100分の53」に改め、同項第2号中「2万7,600円」を「3万1,200円」に、「100分の46」を「100分の47」に改める。

第15条の8中「47万円」を「50万円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の26」を「100分の23」に、「100分の54」を「100分の53」に改め、同項第2号中「9,600円」を「8,700円」に、「100分の46」を「100分の47」に改める。

第15条の16中「12万円」を「13万円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の16」を「100分の21」に、「100分の49」を「100分の52」に改め、同項第2号中「1万1,100円」を「1万2,000円」に、「100分の51」を「100分の48」に改める。

第19条第1項中「又は1世帯」を「、1世帯」に、「場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」を「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」に、「日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」を「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった」に改める。

第19条の2中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改め、同号ア中「1万9,320円」を「2万

1,840円」に改め、同号イ中「6,720円」を「6,090円」に改め、同号ウ中「7,770円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に定める額」を「24万5,000円」に改め、同号ア中「1万3,800円」を「1万5,600円」に改め、同号イ中「4,800円」を「4,350円」に改め、同号ウ中「5,550円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「地方税法施行令第56条の89第4項に定める額」を「35万円」に改め、同号ア中「5,520円」を「6,240円」に改め、同号イ中「1,920円」を「1,740円」に改め、同号ウ中「2,220円」を「2,400円」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

第24条の2及び第24条の3を削り、第24条の4を第24条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

(5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

付則第3条中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

付則第8条中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付則第9条中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

付則に次の1条を加える。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第12条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「該当する者（）」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、付則第8条及び第9条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条の4第1項、第15条の8、第15条の12第1項、第15条の16、第16条の4第1項、第19条第1項、第19条の2、第19条の3及び第24条の3の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。